

(別紙)

免許法認定講習の実施方法に関する特例について

令和2年4月28日
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 本特例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的とし、規定する。
2. 大学等において開講する免許法認定講習のうち、令和2年8月31日までに認定申請を行った免許法認定講習については、免許法認定講習及び免許法認定公開講座の開設等について（令和元年9月9日付け元教教人第17号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）に記載のほか、令和3年3月31日までの間、次の方法により行うことも認めることとする。

（講習実施形態の変更）

講習を行う方法について、別添に示す変更届を提出することにより、以下の例のようなインターネット等を活用した形態によって実施することを可能とすること（テキストのみの学習による実施形態への変更は不可）

○変更する実施形態の例

- ・テレビ会議システム等を用いた同時双方向型の遠隔による講習
- ・オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔による講習（授業の終了後すみやかに設問解答，添削指導，質疑応答による十分な指導を行うとともに，学生の意見の交換の機会が確保されているものに限る。）

※ 成績審査については、教育職員免許法施行規則第38条に基づき、これまでも教室での試験による他、論文，報告書の提出等の方法が認められており、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ適切な実施方法を選択すること

（変更の周知）

講習実施方法の変更を行った場合は、各開設者のホームページにおいて周知に努めるとともに、既に受講申込みが行われている場合は、当該申込者に対し適切に連絡を行うこと